

環 第 1 1 3 1 号
平成20年12月26日

新井総合施設株式会社
代表取締役 新井隆太 様

千葉県知事 堂本 暁子

君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書に
対する意見（通知）

平成20年5月15日付けで送付のあった標記準備書について、千葉県環境
影響評価条例第21条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該準備書については、環境の保全の見地に立ち、水質、動植物、景観等の
調査、予測及び評価並びに環境保全対策を慎重に検討しました。

当該事業は、梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域及び大福山北部自然環境保全地域
に近接する県内でも有数の自然環境豊かな地域に、新たに3.5ヘクタールの最
終処分場を増設して、合計8.8ヘクタールの埋立処分面積を有する産業廃棄物
管理型最終処分場とする計画であり、また、当該計画地域は水道水として利用
されている小櫃川の水源域ともなっていることから、これら地域特性を十分踏
まえ、当該事業による環境影響のより一層の回避・低減を図るため、事業計画
の見直しを含む下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

記

1 事業計画にかかわる事項

- (1) 浸出水処理計画について、流量の少ない御腹川源流部において、現状で
も陸水生物に対する既存施設からの排水の影響が見られること、さらに環
境影響評価の結果から増設事業の実施により塩化物イオン、ふっ素及びほ
う素等が環境基準等を超過することから、塩化物等の除去設備の設置など
による塩化物イオン等の低減対策について検討し、見直すこと。

- (2) 緑化計画について、埋立面における造成森林の根の伸長による埋立地への影響及び最終覆土に用いる土壌の性状や最終覆土の厚さ、埋立物の分解生成ガス等による樹木の生長への影響を検討し、必要に応じて見直すこと。また、植栽等の実施に当たっては、地域個体群の遺伝子レベルでのかく乱が生じないように、可能な限り改変予定地に生育する個体や根株の移植及び現地の生育個体から得られた種子から育成した苗木の植栽により、周囲の植生と一体となった森林の復元に配慮すること。
- (3) 地下水の環境モニタリングについて、埋立地からの影響の有無を的確に把握できるよう、対象事業実施区域の地下水の状況を踏まえ、モニタリング井戸の配置及び深度を検討すること。

2 水質にかかわる事項

- (1) 供用時の水質について、予測地点1において塩化物イオン、ふっ素及びほう素等が環境基準等を超過することから、浸出水処理計画を見直したうえで、再度予測、評価すること。
- (2) 供用時の水質について、予測条件として排水量に浸出水処理施設の処理能力を用いるなど、最大の影響が把握できるよう適切な排水量、排水水質を設定したうえで予測、評価すること。
- (3) 施工時の水質について、土粒子沈降試験結果と予測した調整池流出濃度との間に整合が見られないことから、浮遊物質量の沈降特性を表す関係式を見直したうえで再度予測、評価すること。

3 水文環境にかかわる事項

水文環境について、地下水の生活用水等への利用が確認されたことから、その利用状況等について明らかにし、地下水及び河川への影響を検討したうえで、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

4 騒音にかかわる事項

埋立機械の稼働に係る騒音について、敷地境界において建設作業騒音の規制基準である85dBを整合を図るべき基準としているが、埋立てが長期間となることを考慮して適切な値を設定したうえで、評価すること。

5 悪臭にかかわる事項

ガス抜き管から漏出する悪臭の影響について、現地調査において敷地境界西側で極めて高い臭気濃度を示したことから、増設事業の実施に伴う硫化水素等の発生を検討したうえで、予測、評価すること。

6 植物にかかわる事項

- (1) 植物の予測、評価について、環境保全措置の実施時期を踏まえて、予測対象時期を段階的に設定したうえで行うこと。
- (2) 重要な種について、各分布地点における個体数等も考慮して予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずること。
- (3) 重要な種の移植については、可能な限り複数の移植地で実施すること。

7 動物にかかわる事項

- (1) 動物の予測、評価について、環境保全措置の実施時期を踏まえて、予測対象時期を段階的に設定したうえで行うこと。
- (2) 両生類の卵や幼生、ヤゴ及び水生昆虫については、御腹川源流域の生息環境の変化を踏まえて、予測、評価を見直すこと。

8 陸水生物にかかわる事項

- (1) 御腹川源流域における陸水生物について、好塩性の付着藻類が優占していること及び重要な種であるホトケドジョウやサワガニ等は、支流又は支流合流部より下流の排水の影響が少なくなる場所で主に確認されていることなどから、既存施設における塩化物イオン等の濃度が高い排水の影響を受け、本来の源流域の生物相から変化していると推測されるため、増設事業の実施に当たっては、塩化物イオン等の低減対策により生息・生育環境の改善を図ること。
- (2) 陸水生物について、排水の影響が及ぶ範囲を確認するために、陸水生物及び河川水質等の補足調査を実施し、生息・生育状況等を明らかにしたうえで、予測、評価を見直すこと。

9 生態系にかかわる事項

- (1) 注目種の予測、評価について、環境保全措置の実施時期を踏まえて、予測対象時期を段階的に設定したうえで行うこと。
- (2) 注目種として選定したホトケドジョウについて、見直した水質及び陸水生物の予測結果を踏まえ、さらに餌生物に対する影響も考慮し、予測、評価を見直すこと。

10 景観にかかわる事項

- (1) 大福山展望台からの景観について、対象事業の可視期間は埋立完了直前から埋立完了までの短期間としているが、想定される具体的な期間等を示すとともに、自然環境保全地域内からの景観であることを踏まえ、影響を回避すること。

- (2) 増設埋立地に近接する林道大福山線からの景観について、対象事業実施区域近傍は自然環境保全地域に指定されており、良好な自然景観を呈していることから、増設事業の実施に当たっては可能な限り不特定多数の人が不快と感じない程度に圧迫感を低減すること。

1.1 温室効果ガスにかかわる事項

メタンの発生量について、予測に用いる廃棄物の量を、既存施設に係る最新の埋立実績を使用するなど適切に設定したうえで、予測、評価すること。

1.2 監視計画にかかわる事項

- (1) 植物及び動物に係る調査内容について、調査結果が環境影響評価の結果と比較できるよう、対象項目に生物相を追加するなど、原則として環境影響評価の調査項目、調査手法、調査地点等とすること。
- (2) 移植種に係る調査期間について、移植直後は密に調査を実施するなど、生育状況が悪化した場合に対応を図ることができる頻度とすること。
- (3) 環境保全措置として実施される造成森林の形成及び緑化については、それぞれの措置の実施後3年間調査を行うこと。
- (4) 陸水生物について、事業実施による影響を適切に把握するために、以下の調査内容とすること。
- ア 魚類、底生生物、付着藻類の生物相が把握できること
 - イ 調査地点等については、補足調査等の結果を踏まえ適切に設定すること
 - ウ 各調査地点における底生生物及び付着藻類の優占種が把握できること
 - エ 各調査地点における陸水生物の生息環境に係る河川水質、流量等を調査すること
 - オ 調査期間は埋立終了までとし、調査結果を踏まえ必要に応じて延長すること
- (5) 生態系について、注目種として選定したコナラ群落を対象項目に追加すること。
- (6) 温室効果ガスについて、メタン発生量の予測に用いた有機性汚泥等の廃棄物の埋立量を対象項目に追加し、埋立終了まで調査すること。